

佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託
(障がい児・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)

評価要領

令和5年10月

佐久広域連合

1 評価基準

(1) 評価内容

評価にあたっては、評価項目及び評価の着眼点に従い、業務提案内容を評価する。

(2) 評価項目及び配点

評価項目	配点
ア 法人の概要	26点
イ 業務に対する考え方	62点
ウ 職員資質向上の取組	13点
エ 参考見積金額	10点
評価点合計	111点

(3) 評価の着眼点

業務提案書等に記載する項目は、上記(2)とし、評価は主に法人の適正と業務遂行能力等について評価する。

業務提案書等は以下の作成要領のとおりとし、内容を理解のうえ、各評価項目、評価の着眼点に従って作成を行うこと。

なお、様式が指定されているものは、所定の様式に基づき作成すること。

2 業務提案書等作成要領

(1) 法人の概要

ア 法人概要（様式第3号）

(ア) 委託に適した法人概要であるか。（法人理念・運営方針、障がい児・障がい者支援事業に関する実績）

イ 受託業務実績（様式第4号）

(ア) 障がい児・障がい者の支援に関連した受託業務の実績があるか。

(2) 業務に対する考え方

ア 業務の受託にあたっての基本方針（様式第5号の1）

(ア) 本業務の受託動機は適切であり、意欲は十分か。

(イ) 本業務に従事する者の業務を理解しているか。

イ 業務の受託にあたっての基本方針（様式第5号の2）

(ア) 本業務に適した人材の確保について具体的に示されているか。

(イ) 欠員が生じた場合、速やかに手当てできる体制が整っているか。

(ウ) 苦情解決に向けての取組と体制は適切か。

(3) 職員資質向上の取組

ア 職員の研修体制（様式第6号）

職員の専門知識向上に向けた研修体制が整えているか。

(4) 参考見積金額

ア 参考見積書（様式第7号）

イ 積算内訳書（様式第8号）

見積金額は業務価格（上限）以内であり、業務内容を勘案して妥当か。